

尼崎市公共施設マネジメント市民会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、全ての市有建築物（原則として企業会計施設を除く。）を対象に、公共施設の量、質、運営コスト等の最適化を目指した公共施設の方向性や長寿命化の方策等について市民の意見を聴取するため、公共施設マネジメント市民会議（以下、「市民会議」という。）を運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

(市民会議の構成員)

- 第2条 市民会議の構成員（以下、「構成員」という。）は10人以内とする。
- 2 構成員は公募市民のうちから10人の範囲内で市長が委嘱する。
 - 3 市民会議には司会を置き、司会は構成員の中から定める。
 - 4 構成員の任期は、委嘱を受けた日から最終の市民会議が終了する日までとする。

(市民会議の業務)

第3条 構成員は、公共施設の方向性や長寿命化に向けた方策等について、市民会議において意見を述べるものとする。

(会議開催の情報提供)

第4条 市民会議の開催日時、場所等については、尼崎市ホームページへの掲載のほか、尼崎市役所本庁舎1階掲示板又は各支所、各地区会館若しくは各公民館が管理する掲示板等を利用して周知する。

(傍聴の手続き)

- 第5条 市民会議を傍聴しようとする者（以下、「傍聴希望者」という。）に係る受付は、会議の開催予定時間の20分前から行うこととする。
- 2 傍聴希望者は、傍聴受付簿に住所及び氏名を記入し、別に定める注意事項を遵守しなければならない。
 - 3 市長は、会場の規模等により、傍聴者の人数を制限することができる。
 - 4 市長は、傍聴希望者が前項の人数を超えた場合は、抽選により決定する。
 - 5 市長は、注意事項を遵守しなければならない傍聴者を退室させることができる。

(事務局の設置)

- 第6条 市民会議には、事務局を設置し、事務局が会務を処理する。
- 2 事務局は尼崎市資産統括局資産経営部（保全担当）が行う。

付 則

(適用日)

- 1 この要綱は、平成26年10月31日から適用する。
- 2 この要綱は、最後に開催される市民会議が終了次第、その効力を失う。